入　札　説　明　書

分任支出負担行為担当官　瀬戸内海漁業調整事務所長が発注する入札公告（令和８年１１月２６日付）に基づく入札については、関係法令及び契約条項に定めるもののほか、下記に定めるものとする。

記

１　競争入札に付する事項

（１）件　　名　　白鷺　主機関及びウォータージェット推進装置の交換部品の購入

（２）仕様・規格　　仕様書による

（３）数　　量　　仕様書による

（４）納 入 期 限　　令和９年３月３１日

（５）納 入 場 所　　漁業取締船　白鷺

（兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通１丁目地先　なぎさ公園南側）

２　競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

（１）予算決算及び会計令第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。

（２）令和７・８・９年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の販売」を有している者であること。

（３）契約担当官等から物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

（４）４に基づく証明書等を提出した者であること。

３　入札書の記載事項

入札金額は、総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

４　証明書の提出

入札説明書に基づいて作成した証明書（別紙様式第１２号）を以下のとおり提出すること。なお、証明書は分任支出負担行為担当官が審査し、要求仕様を満たしている者を当該競争に参加させるものとする。

５　提出書類の提出場所及び期限

（１）提出場所　水産庁瀬戸内海漁業調整事務所経理係（神戸市中央区海岸通２９番地）

（２）提出期限　令和８年１２月１４日（月）　午後２時００分

（３）提出書類　証明書（別紙様式第１２号）及び資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し各１通

郵送（簡易書留に限る。）若しくは信書便による送付又は持参とし、電子ファイル送信やＦＡＸ等は不可とする。

６　入札及び開札執行の場所並びにその日時

（１）場　　所　神戸地方合同庁舎２階　第５共用会議室

（２）日　　時　令和８年１２月１５日（火）　午前１０時００分

ただし、郵送（簡易書留に限る。）、信書便又は持参による入札書の受領期限については、令和８年１２月１５日（火）午前９時３０分必着とする（別紙様式１、別紙様式２）。なお、期限までに到着しない場合は無効となるので注意すること。

７　入札の無効

本公告に示した競争参加に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

８　入札保証金及び契約保証金

免除する。

９　契約条項

売買契約書（案）のとおり

10　その他

入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月１３日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

本公告に記載なき事項は入札心得による。

11　問合せ先

水産庁瀬戸内海漁業調整事務所経理係（兵庫県神戸市中央区海岸通２９番地）

電話番号　０７８－３９２－２２８１

別紙様式１

郵便入札用内封筒記載例

（表）

分任支出負担行為担当官

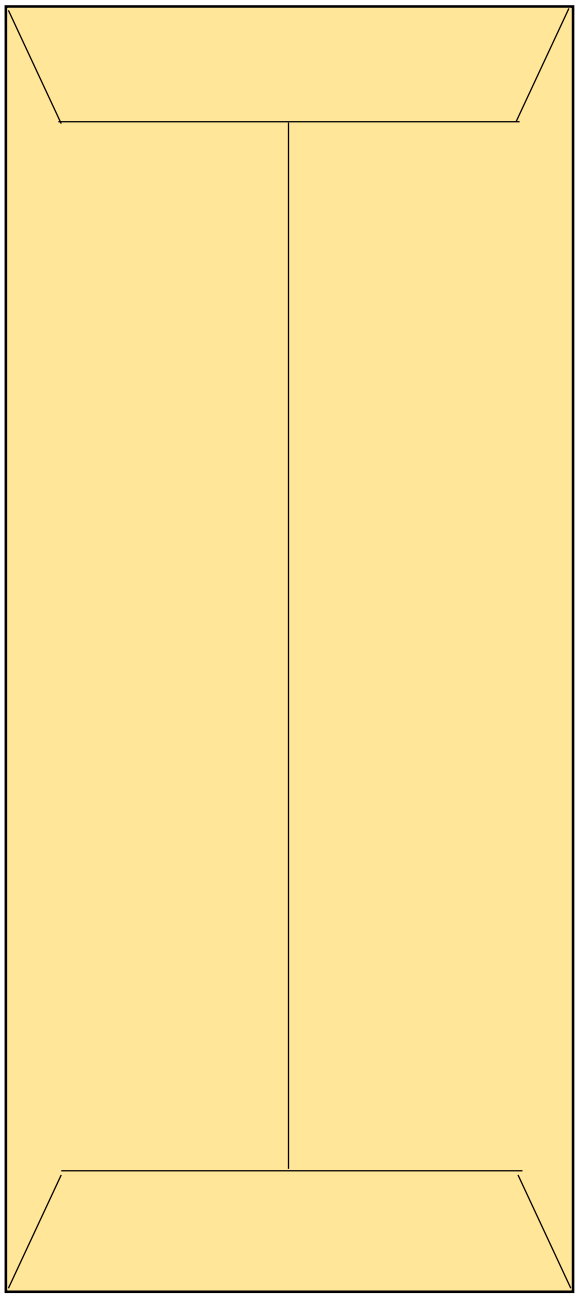
瀬戸内海漁業調整事務所長　宛て

「令和８年12月15日開札・白鷺　主機関及びウォータージェット推進装置の交換部品の購入　入札書在中」

第〇回目入札

商号又は氏名
住所
電話番号

（裏）

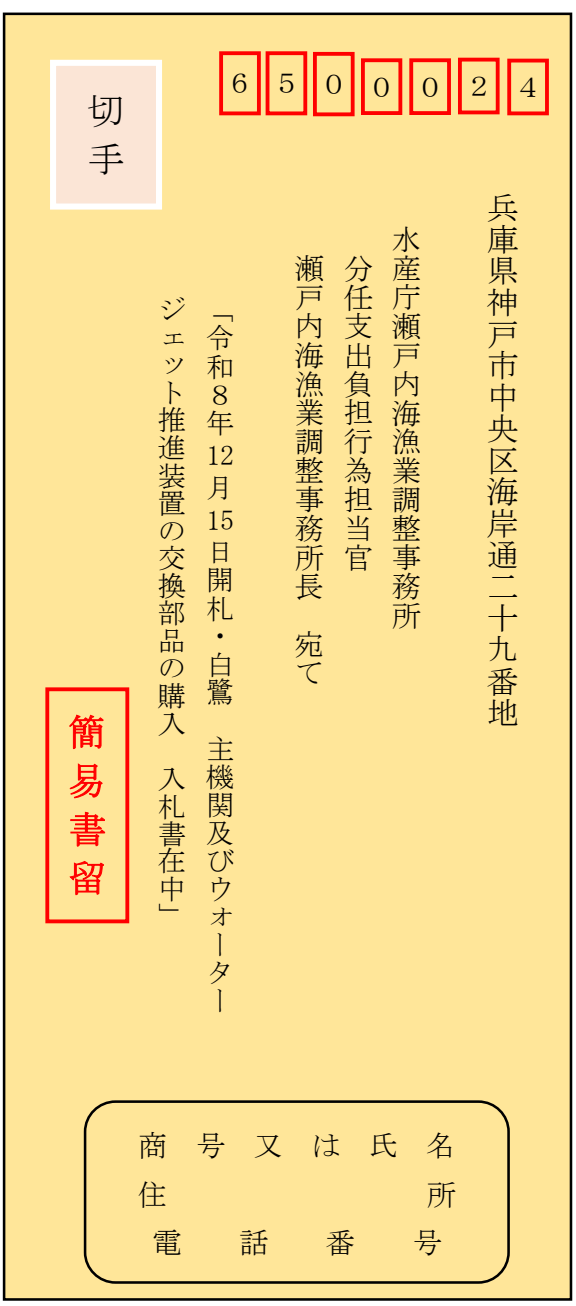


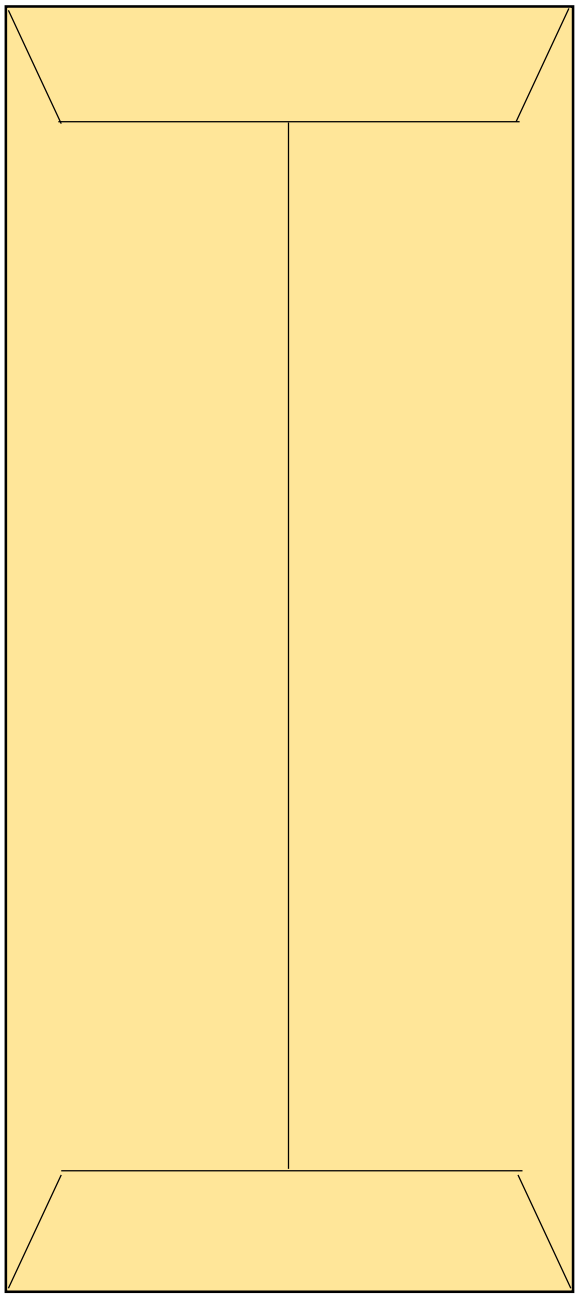
※　再度入札において２回目以降の入札への参加を希望する場合は、それらに係る入札書も作成の上、それぞれ内封筒で提出すること。その際、何回目の入札に関するものなのか明記すること。ただし、落札後の次数に係る入札書については、こちらで破棄するものとする。

別紙様式２

郵便入札用表封筒記載例

（表）　　（裏）





［注意］「簡易書留」で送付すること。

水産庁競争契約入札心得

（目的）

第１条　水産庁に係る一般競争及び指名競争（以下「競争」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和 55 年政令第 300 号。以下「特例政令」という。）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令（昭和 55 年大蔵省令第 45 号。以下「特例省令」という。）、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）、契約事務取扱規則(昭和 37 年大蔵省令第 52 号）その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

（一般競争参加の申出）

第２条　一般競争に参加しようとする者は、入札の公告において指定した期日までに当該公告において指定した書類を契約担当官等（会計法第 29 条の３第１項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

（入札保証金等）

第３条　削除

（入札等）

第４条　入札参加者は、入札の公告、公示、入札説明書、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、入札の公告、公示、入札説明書、仕様書、図面、契約書案等について疑義があるときは、入札時刻に支障を及ぼさない範囲内で関係職員の説明を求めることができる。

２　入札参加者は、入札書（様式第５号）を作成し、封かんの上、入札者の氏名（法人にあっては、法人名）、あて名及び入札件名を表記し、入札の公告、公示、入札説明書に示した日時までに入札しなければならない。

３　入札参加者は、入札保証金の全部の納付を免除された場合であって、契約担当官等においてやむを得ないと認められたとき又は特例政令第２条に定める調達契約を行うときは、郵便をもって入札することができる。この場合においては、二重封筒とし、中封筒の表に前項の所定事項を記載し、これを表封筒に封かんの上、「入札書在中」と朱書して書留郵便とし、契約担当官等あて親展で提出しなければならない。

４　特例政令第２条に定める調達契約に係る場合は、入札参加者は、契約担当官等により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参するものとする。ただし、郵便による入札の場合は、当該通知書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送しなければならない。

５　削除

６　入札参加者は、入札書を一旦入札した後は、開札の前後を問わずその引き換え、変更又は取り消しをすることができない。

７　入札参加者が、代理人によって入札する場合には、入札前に代理人の資格を示す委任状（様式第６号）を入札担当職員に提出するものとし、入札書には代理人の表示をしなければならない。

８　入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

９　入札参加者は、入札時刻を過ぎたときは、入札することができない。

10　入札参加者は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 71 条第１項の規定に該当する者を、同項に定める期間入札代理人とすることができない。

11　入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（様式第７号）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

（入札の辞退）

第４条の２　削除

（公正な入札の確保）

第４条の３　入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

２　入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

３　入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（入札の取りやめ等）

第５条　入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（開札）

第６条　開札は、入札終了後直ちに入札の公告、公示、入札説明書に示した場所及び日時に入札者を立ち会わせて行うものとする。この場合において、入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員をして開札に立ち合わせて行うものとする。

（無効の入札）

第７条　次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

一　競争に参加する資格を有しない者のした入札

二　委任状を持参しない代理人のした入札

三　削除

四　記名を欠く入札

五　金額を訂正した入札

六　誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

七　明らかに連合によると認められる入札

八　同一事項の入札について、同一人が２通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札

九　入札時刻に遅れてした入札

十　削除

十一　暴力団排除に関する誓約事項（様式第７号）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札

十二　その他入札に関する条件に違反した入札

（再度入札）

第８条　開札の結果予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことができるものとする。この場合、第１回目の最低の入札価格を下回る又は上回る価格で入札した者の入札は無効とし、当該入札に係る第３回目以降の入札参加者の資格を失うものとする。第３回目以降に行う入札についても上記を準用して行うものとする。

２　前項の入札を行ってもなお落札者がない場合は、契約担当官等は当該入札を打ち切ることがある。

３　第１項の入札には、前条に規定する無効の入札をした者は参加することができない。

４　削除

（請負契約についての低入札価格調査制度、調査基準価格）

第９条　削除

（落札者の決定）
第 10 条　契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
２　削除

（同価格の入札者が２人以上ある場合の落札者の決定）
第 11 条　落札となるべき同価格の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定めるものとする。
２　前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者、郵便又は電子入札システムによる入札者で当該入札に立ち会わない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（契約保証金等）
第 12 条　削除

（入札保証金等の振替）
第 13 条　削除

（契約保証金の返還）
第 14 条　削除

（契約書等の提出）
第 15 条　落札者は、契約書を作成するときは、契約担当官等から交付された契約書案に記名押印の上、落札決定の日から７日以内に、これを契約担当官等に提出しなければならない。
２　契約担当官等は、落札者が前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、当該落札者を契約の相手方としないことがある。
３　契約担当官等が、契約書の作成を要しないと認めた場合においては、落札者は、落札決定後速やかに請書その他これに準ずる書面を契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等がその必要がない旨指示したときは、この限りでない。
４　削除

（業務等完了保証人）
第 16 条　削除

（異議の申立）
第 17 条　入札をした者は、入札後この心得、入札の公告又は指名通知書、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（その他の事項）
第 18 条　この心得に掲げるほか、入札に必要な事項は別に指示するものとする。

（様式第５号）

入　札　書

令和　　年　　月　　日

分任支出負担行為担当官
瀬戸内海漁業調整事務所長　殿

住　　所
社　　名
代表者名
代理人名

一金　　円也（消費税除く）

ただし、「白鷺　主機関及びウォータージェット推進装置の交換部品の購入」に係る入札金額

入札説明書等承諾の上、上記のとおり入札します。

（様式第５号見本）

入札書の提出日
・事前送付　→　送付する日
・事前持参　→　持参する日
・入札日持参→　入札日

入　札　書

令和８年〇月〇〇日

分任支出負担行為担当官
瀬戸内海漁業調整事務所長　殿

住　　所　東京都〇〇区〇〇１丁目２番３号
社　　名　〇〇〇〇〇〇株式会社
代表者名　代表取締役社長　〇〇　〇〇〇
（代理人名　〇〇　〇〇　）

一金　　円也（消費税除く）

ただし、「白鷺　主機関及びウォータージェット推進装置の交換部品の購入」に係る入札金額

入札説明書等承諾の上、上記のとおり入札します。

（注意）１　金額の訂正をしないこと。
２　金額記載の文字はアラビア数字を用いること。（金額が確認し難いものは無効となるので、十分に注意すること。）
３　Ａ４版用紙を用いること。
４　提出年月日は必ず記入のこと。
５　再度入札を考慮し、入札書は余分に用意すること。
６　（　）内は代理人が入札するときに使用すること。

（様式第６号）

委　任　状

私は、　　を代理人と定め、分任支出負担行為担当官瀬戸内海漁業調整事務所長の発注する「白鷺　主機関及びウォータージェット推進装置の交換部品の購入」の入札に関し、下記の権限を委任します。

記

入札及び見積りに関する一切の権限

令和　　年　　月　　日

住　　所
社　　名
代表者名

分任支出負担行為担当官
瀬戸内海漁業調整事務所長　殿

（様式第６号見本）

委　任　状

私は、　　〇　〇　　〇　〇　　を代理人と定め、分任支出負担行為担当官瀬戸内海漁業調整事務所長の発注する「白鷺　主機関及びウォータージェット推進装置の交換部品の購入」の入札に関し、下記の権限を委任します。

記

入札及び見積りに関する一切の権限

日付については入札書記載の年月日以前の日付を記載する。

令和８年〇月〇〇日

住　　所　東京都〇〇区〇〇１丁目２番３号
社　　名　〇〇〇〇〇〇株式会社
代表者名　代表取締役社長　〇〇　〇〇

分任支出負担行為担当官
瀬戸内海漁業調整事務所長　殿

様式第７号（第４条）

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記１及び２のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

１　契約の相手方として不適当な者

（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合は役員、その支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与する者を、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき

（５）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

２　契約の相手方として不適当な行為をする者

（１）暴力的な要求行為を行う者

（２）法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

（３）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

（４）偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

（５）その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

別紙様式第１２号

令和　　年　　月　　日

分任支出負担行為担当官
瀬戸内海漁業調整事務所長　　殿

住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

証　明　書

分任支出負担行為担当官　瀬戸内海漁業調整事務所長が発注する「白鷺　主機関及びウォータージェット推進装置の交換部品の購入」については、仕様書の規格を満たしており、納入期限までに納入できることを証明し、入札に参加します。